

藤枝法人会報



竣工：平成24年2月

No. 93

平成24年12月発行

発行所 社団法人 藤枝法人会 藤枝市藤枝4丁目7-16（藤枝商工会議所2F）

TEL (054) 643 - 8410 FAX (054) 645 - 1310

E-mail svc-merit@fujieda-houjinkai.or.jp

URL <http://www.fujieda-houjinkai.or.jp>

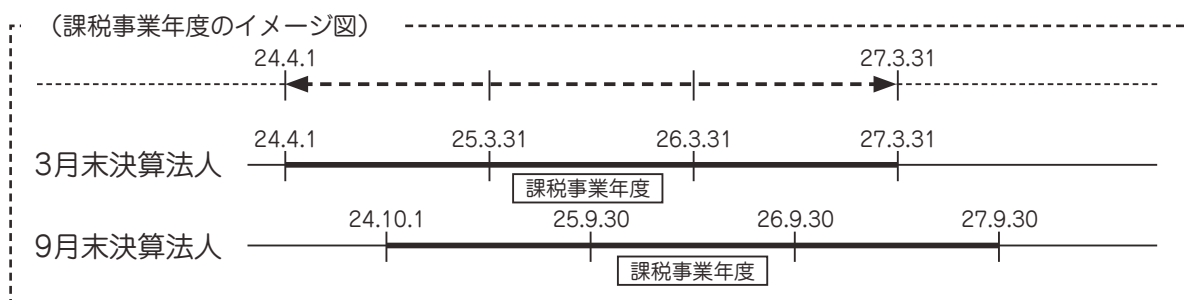


めざします 企業の繁栄と社会への貢献

会員
募集中

復興特別法人税の創設に伴い、原則として、
**平成24年4月1日から3年以内に開始する事業年度
 について、課税標準法人税額がある場合には、復
 興特別法人税申告書を提出する必要があります。**

- ◎ 平成23年12月2日に公布された「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」において復興特別法人税制度が創設されました。
- これに伴い、法人は原則として、平成24年4月1日から平成27年3月31日までの期間内に最初に開始する事業年度開始の日から同日以後3年を経過する日までの期間内の日の属する事業年度（課税事業年度）について、各課税事業年度終了の日の翌日から2月以内に、税務署長に対し、復興特別法人税申告書を提出しなければなりません。



※ 平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間に設立した法人や、同期間に事業年度を変更した法人等につきましては、特例があります。

各課税事業年度の課税標準法人税額は、一定の場合を除き、各課税事業年度の基準法人税額とされており、法人税申告書別表一（一）を使用する法人の場合、基準法人税額は、次の算式により計算した金額となります。

(算式)

$$\text{基準法人税額} = \text{別表一（一）「2」欄} - \text{別表一（一）「3」欄} + \text{別表一（一）「5」欄}$$

なお、上記の課税事業年度であっても、課税標準である課税標準法人税額がない場合には、復興特別法人税申告書を提出する必要はありません。

また、復興特別所得税の額は、復興特別法人税の額から控除することとされていますが、控除しきれない復興特別所得税の額がある場合には、復興特別法人税申告書を提出することにより、還付を受けることができます。

復興特別所得税の源泉徴収のあらまし

(平成25年1月以降の源泉徴収)

平成23年12月2日に東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(平成23年法律第117号)が公布されました。

これにより、所得税の源泉徴収義務者は、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に生ずる所得について源泉所得税を徴収する際、復興特別所得税を併せて徴収し、源泉所得税の法定納期限までに、その復興特別所得税を源泉所得税と併せて国に納付しなければならないこととされました。

(注) 租税条約の規定により、所得税法及び租税特別措置法に規定する税率以下の限度税率が適用される場合には、復興特別所得税は課されません。

1 源泉徴収すべき所得税及び復興特別所得税の額

源泉徴収すべき復興特別所得税の額は、源泉徴収すべき所得税の額の2.1%相当額とされており、復興特別所得税は、所得税の源泉徴収の際に併せて源泉徴収することとされています。

実際には、次のとおり、源泉徴収の対象となる支払金額等に対して、所得税と復興特別所得税の合計税率を乗じて計算した金額を徴収し、1枚の所得税徴収高計算書(納付書)で納付します。

(注) 給与等に係る所得税及び復興特別所得税の源泉徴収については次の2により行います。

【源泉徴収すべき所得税及び復興特別所得税の額】

$$\text{支払金額等} \times \text{合計税率}(\%)^{(*)} = \text{源泉徴収すべき所得税及び復興特別所得税の額}^{(注)}$$

(注) 算出した所得税及び復興特別所得税の額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。

※1 合計税率の計算式

$$\text{合計税率}(\%) = \text{所得税率}(\%) \times 102.1\%$$

※2 所得税率に応じた合計税率の例

所得税率(%)	5	7	10	15	16	18	20
合計税率(%) (所得税率(%) × 102.1%)	5.105	7.147	10.21	15.315	16.336	18.378	20.42

※3 具体的事例：報酬・料金として888,888円を支払った場合(所得税率10%の場合)

$$\begin{array}{l} 888,888\text{円} \quad \times \quad 10.21\% \quad = \quad 90,755.4648\text{円} \quad (1\text{円未満切捨て}) \quad \Rightarrow \quad 90,755\text{円} \\ \text{(支払金額)} \quad \quad \quad \text{(合計税率)} \quad \quad \quad \text{(算出税額)} \quad \quad \quad \quad \quad \quad \quad \quad \quad \text{(源泉徴収税額)} \end{array}$$

2 給与等に係る所得税及び復興特別所得税の源泉徴収

給与等については、平成25年分以後の源泉徴収税額表に基づき、所得税と復興特別所得税の合計額を徴収し、1枚の所得税徴収高計算書(納付書)で納付します。

(注) 平成25年分以後の源泉徴収税額表は、国税庁ホームページに掲載しています(税務署からも年末調整を行う時期に配布する予定です。)

3 年末調整

給与等から源泉徴収する税額は、所得税と復興特別所得税の合計額となっておりますので、年末調整も所得税と復興特別所得税の合計額で行います。

税務手続について ～国税通則法等の改正～

平成23年度税制改正において、税務調査手続の明確化等を内容とする国税通則法等の改正が行われました。

ここでは、今回の改正事項について、申告や税務調査の手続の流れに即して解説しています。

(注) 改正事項に関する解説は、**点線**で囲んで記載しています。

1. 国税に関する相談等

(1) 国税に関する相談

国税についてご不明な点などがあるときは、お気軽にご相談ください。ご相談に対して、迅速かつ的確な対応に努めています。

なお、国税に関する一般的なご相談は、電話相談センターで受け付けています。

また、具体的に書類や事実関係を確認する必要があるなど、電話での回答が困難なご相談内容については、電話で事前に相談日時等を予約いただいた上で、税務署での面接によるご相談を受け付けています。

(注) 電話相談センターは、所轄の税務署に電話していただき、自動音声に従って番号「1」を選択すると利用できます。

また、税務署での面接の事前予約は番号「2」を選択してください。

(参考) 国税庁ホームページ (www.nta.go.jp) でも、申告・納税に関する情報を提供しています。

(2) 国税に関する苦情等

納税者支援調整官は、納税者の視点に立って、納税者からの苦情等の事実関係を確認し、解決するための助言等を行っています。

(3) 税理士への依頼

税理士（税理士法人、税理士業務を行う弁護士及び弁護士法人を含みます。以下同じです。）には、税務代理及び税務書類の作成を依頼することや、税務に関して相談することができます（依頼や相談に関する費用が必要となります。）。

これらの税務代理などの業務を行うことができるのは、税理士に限られています。

2. 申告・納税と記帳・帳簿書類保存

(1) 期限内の正しい申告と納税

国税（所得税、法人税、消費税等）については、法令の規定に基づき、定められた期限内に正しい内容の申告書類の提出及び納税を自発的に行っていただく必要があります。正しい申告や納税のため、手続で必要となる書類などを日頃から保存してください。

期限内に正しく申告や納税をされない場合には、法令の規定に基づき加算税（過少申告加算税、無申告加算税、不納付加算税又は重加算税をいいます。）、延滞税が課される場合がありますので注意してください。

(参考) 申告や納税については、国税電子申告・納税システム（e-Tax）により、インターネットでも手続をすることができます。

(2) 記帳と帳簿書類の保存

事業を行っている場合などには、事業に関する日々の取引を正確に記帳するとともに、帳簿や領収書などの書類を保存してください。

(注) 個人の白色申告者のうち前々年分あるいは前年分の事業所得、不動産所得又は山林所得の合計額が300万円を超える方に必要とされていた記帳と帳簿書類の保存が、これらの所得を生ずべき業務を行う全ての方(所得税の申告の必要がない方を含みます。)について、平成26年1月から同様に必要となります。

3. 申告内容に誤りがあった場合の手続

(1) 納める税金が多過ぎた場合や還付される税金が少な過ぎた場合

税額の減額や還付金額の増額を求める「更正の請求」をすることができます。

「更正の請求」は、原則として法定申告期限から5年間することができます。その際には、「更正の請求」をする理由の基礎となる事実を証明する書類を添付していただく必要があります。

なお、故意(勘違いや単純な誤りなどの過失は含まれません。)に内容虚偽の更正の請求書を提出した場合について、法律に罰則の定めがあります。

(注) 「更正の請求」をすることができる期間は、平成23年12月2日以後に法定申告期限が到来する国税について5年(改正前：1年)に延長されています。

(参考) 平成23年12月1日以前に法定申告期限が到来した国税について、「更正の請求」をすることができる期間を過ぎた場合であっても、税務署長が増額更正を行うことができる期間内であれば、税額の減額や還付金額の増額を求める「更正の申出」をすることができます

(申出のとおり更正されない場合であっても、不服申立てをすることはできません。)

(2) 納める税金が少な過ぎた場合や還付される税金が多過ぎた場合

申告内容の誤りは、修正申告により訂正することができます。

税務署の調査を受ける前に自主的に修正申告をすれば、過少申告加算税は課されません。

ただし、法定納期限の翌日から納付の日までの延滞税が課される場合があります。

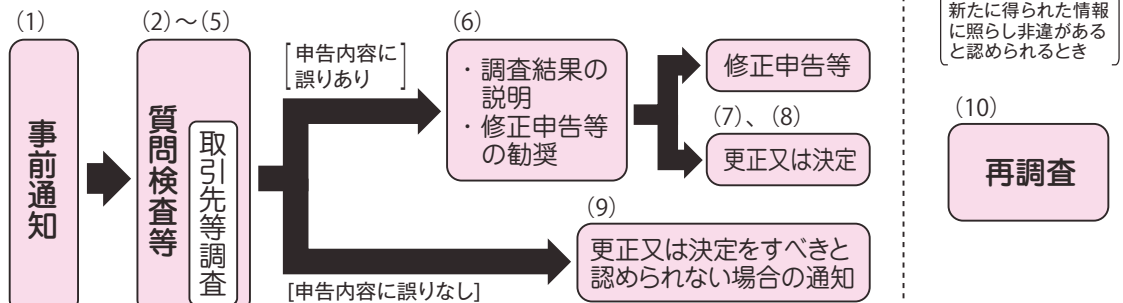
(注) 当初の申告が期限後申告の場合は、無申告加算税が課される場合があります。

4. 税務調査手続

従来からの運用を踏まえて、税務調査手続が国税通則法において法定化されています。

この改正は、平成25年1月1日以後に新たに納税者に対して開始する税務調査について適用されます。ただし、(4)の「帳簿書類の預かり」及び(8)の「処分理由の記載」については、税務調査の開始時期にかかわらず、平成25年1月1日以後に行う場合に適用されます。

《税務調査手続の流れ(イメージ)》



※ 番号は、このパンフレットの「4. 税務調査手続」で記述されている番号を示しています。

- (注) 税務調査は、申告内容が正しいかどうかを帳簿などで確認し、申告内容に誤りが認められた場合や、申告する義務がありながら申告していなかったことが判明した場合には、是正を求めるものです。
ここでは、国税局や税務署の職員が納税者の事務所や事業所等に赴き、申告内容の確認などを目的として国税通則法に基づく質問検査権を行使して行う任意調査を「税務調査」と記載しています。

(1) 事前通知

税務調査に際しては、原則として、納税者に対し調査の開始日時・開始場所・調査対象税目・調査対象期間などを事前に通知します。その際、税務代理を委任された税理士に対しても同様に通知します。

なお、合理的な理由がある場合には、調査日時の変更の協議を求めることができます。

ただし、税務署等が保有する情報から、事前通知をすることにより正確な事実の把握を困難にする、又は調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合には、事前に通知せずに税務調査を行うことがあります。

(参考1) 税理士法に定められている書面添付制度に基づく書面が申告書に添付されている場合には、納税者に税務調査の事前通知を行う前に、税務代理権限証書を提出している税理士に対して添付された書面の記載事項に関する意見陳述の機会が与えられます。

(参考2) 税務調査の際には、税務代理を委任した税理士に立会いを求めることができます。

(2) 身分証明書の提示等

税務調査のため、調査担当者が事務所や事業所等に伺う際には、身分証明書と質問検査章を携行し、これらを提示して自らの身分と氏名を明らかにします。

(3) 質問事項への回答と帳簿書類の提示又は提出

税務調査の際には、質問検査権に基づく質問に対して正確に回答してください。また、調査担当者の求めに応じ帳簿書類などを提示又は提出してください。

なお、質問事項に対し偽りの回答をした場合若しくは検査を拒否した場合、又は正当な理由がなく提示若しくは提出の要求に応じない場合、あるいは、偽りの記載をした帳簿書類の提示若しくは提出をした場合などについて、法律に罰則の定めがあります。

(注) 質問検査権行使の一環として、調査担当者が帳簿書類などの提示又は提出の要求をできることが法律上明確化されています。

(4) 帳簿書類の預かりと返還

調査担当者は、税務調査において必要がある場合には、納税者の承諾を得た上で、提出された帳簿書類などをお預かりします。その際には、預り証をお渡します。

また、お預かりする必要がなくなった場合には、速やかに返還します。

(注) 預り証をお渡した際には、その預り証を受領した旨のご署名と押印をいただくこととなります。また、お預かりした帳簿書類などをお返した際には、お渡した預り証を返却していただくとともに、帳簿書類などを受領した旨のご署名と押印をいただくこととなります。

(5) 取引先等への調査

税務調査において必要がある場合には、取引先などに対し、質問又は検査等を行うことがあります。

(6) 調査結果の説明と修正申告や期限後申告の勧奨

税務調査において、申告内容に誤りが認められた場合や、申告する義務がありながら申告していなかったことが判明した場合には、調査結果の内容（誤りの内容、金額、理由）を説明し、修正申告や期限後申告（以下「修正申告等」といいます。）を勧奨します。

また、修正申告等を勧奨する場合においては、修正申告等をした場合にはその修正申告等に係る異議申立てや審査請求はできませんが更正の請求はできることを説明し、その旨を記載した書面をお渡します。

(注) 書面をお渡した際には、その書面を受領した旨のご署名と押印をいただくこととなります。

- (7) 更正又は決定
修正申告等の勧奨に応じていただけない場合には、税務署長が更正又は決定の処分を行い、更正又は決定の通知書をお送りします。

なお、税務署長が更正又は決定の処分を行うことができるのは、原則として法定申告期限から5年間です。

(注) 平成23年12月2日以後に法定申告期限が到来する国税（所得税、相続税、消費税等）について、増額更正を行うことができる期間が5年（改正前：3年）に延長されています。

ただし、偽りや不正の行為により全部若しくは一部の税額を免れ、又は還付を受けた場合には、税務署長は法定申告期限から7年間、更正又は決定の処分を行うことができます。

- (8) 処分理由の記載
税務署長等が、更正又は決定などの不利益処分や納税者からの申請を拒否する処分を行う場合には、その通知書に処分の理由を記載します。

(注) 個人の白色申告者（所得税の申告の必要がない方を含みます。）のうち、平成25年において記帳・帳簿等保存義務が課されない方（平成20年から平成24年までのいずれかの年において、記帳・帳簿等保存義務が課された方等を除きます。）に対する処分理由の記載については、平成26年1月1日から適用されます。

- (9) 更正又は決定をすべきと認められない場合の通知
税務調査の結果、申告内容に誤りが認められない場合や、申告義務がないと認められる場合などには、その旨を書面により通知します。

- (10) 再調査
税務調査の結果に基づき修正申告書等が提出された後又は更正若しくは決定などをした後や、上記 (9)「更正又は決定をすべきと認められない場合の通知」をした後においても、税務調査の対象とした期間について、新たに得られた情報に照らし非違があると認められるときは、改めて税務調査を行うことがあります。

5. 権利救済手続

- (1) 異議申立て
税務署長等が行った処分に不服があるときには、処分の通知を受けた日の翌日から2か月以内に、税務署長等に対して異議申立てをすることができます。
なお、青色申告書に係る更正処分に不服があるときなどは、異議申立てをせずに、直接、国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。
(注) 異議申立てから3か月を経過しても異議決定がない場合には、国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。
- (2) 審査請求
税務署長等の異議決定を経た後の処分に、なお不服があるときには、異議決定の通知を受けた日の翌日から1か月以内に、国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。
(注) 審査請求から3か月を経過しても裁決がない場合には、裁判所に訴訟を提起することができます。
- (3) 訴訟
国税不服審判所長の裁決があった後の処分に、なお不服があるときには、その裁決があったことを知った日の翌日から6か月以内に、裁判所に訴訟を提起することができます。

- 国税庁ホームページでは、申告・納税に関する情報を提供しています。

国税庁ホームページ

www.nta.go.jp

国税庁

検索



- ご質問・ご不明な点がございましたら、最寄りの税務署にお尋ねください。

平成24年度

納税表彰式

……受賞おめでとうございます……

平成24年度の納税表彰式が、11月15日（木）藤枝小杉苑において行われました。表彰は、藤枝税務署長表彰・藤枝税務推進協議会長表彰の順で行われ、それぞれ表彰状が贈呈され、おわりに、国税庁長官表彰の受彰披露がありました。当会関係者では次の方々が受彰されました。



国税庁長官表彰（披露）

法人名	法人会役職	氏名
焼津信用金庫	会長	鈴木梅二郎



藤枝税務署長表彰

法人名	法人会役職	氏名
(株)山田組	税務研究委員会委員長	足立藤夫



藤枝地区税務推進協議会長表彰

法人名	法人会役職	氏名
(株)藪崎新聞店	常任理事・事業委員会副委員長	石川準
工一又交安(株)	女性部会副部会長	菊地頼子



平成24年度 ……………受賞おめでとうございます……………

(社)静岡県法人会 連合会長表彰状伝達式挙行

(社)藤枝法人会主催の(社)静岡県法人会連合会長表彰状伝達式を、去る平成24年11月5日(月)松風閣にて、藤枝税務署長の影山孝之様をはじめ、関係団体のご来賓をお迎えして開催致しました。



鈴木会長あいさつ



ご来賓の皆様方



式辞代読 (鈴木副会長)

功労法人表彰 7社 (五十音順 敬称略)

多年に亘り法人会の事業に協力、会の発展に寄与され、納税道義の高揚及び税務行政への協力について、多大な功績が認められた「法人」に対する表彰です。



法 人 名	役 職 名	氏 名
(株) 飯 田 電 機	代表取締役社長	飯 田 敏 之
(株) イ ケ ブ ン	代表取締役社長	池 谷 光 晴
大 一 運 送 (株)	代表取締役会長	山 本 雅 義
(株) 平 安 閣	代表取締役社長	園 田 博 夫
ホンダモーター藤枝販売(株)	代表取締役社長	渡 邊 博 文
(株) 松 浦 恒 産	代表取締役社長	松 浦 正 秋
良 知 樹 園 (株)	代表取締役社長	良 和 正 浩

会員たる法人の役職員表彰 5名 (五十音順 敬称略)

法人会の発展に寄与され、税務・経理について啓蒙的な役割を果たされた「会員法人の役職員」の方々に対する表彰です。



法 人 名	役 職 名	氏 名
(株) 赤 阪 鐵 工 所	取締役執行役員総務本部長	鈴 木 明 雄
(株) 力 ネ ヤ マ 水 産	取 締 役	増 田 明 美
近 藤 建 設 工 業 (株)	専 務 取 締 役	近 藤 友 一
丸 石 (株)	専 務 取 締 役	大 石 格 之 助
(株) 山 田 組	取 締 役 総 務 部 長	足 立 藤 夫

祝 辞



影山税務署長様



高林財務事務所長様



岩崎税理士会支部長様



〈受賞者代表謝辞〉
山本 雅義氏



皆様、おめでとうございます。

新東名開通後の

■はじめに

本市に初めて開通した高速道路である新東名高速道路は、ダブルネットワーク化された効果による交通渋滞の解消や交通事故の減少等利用者への安全性・快適性が確保されています。その機能の性質上、新東名は長距離走行者や物流関係の利用者が多く、本市に対し直接的な効果は期待されないという意見も多数ありました。しかしながら、春のイベントには、県内外から多くの来訪者により賑わいを創出しました。また、お盆や連休時の懸念材料である渋滞についても静岡県内ではスムーズな通行が続いたことで、利用者の時間的な余裕が創出されていると考えられます。



〈新東名藤枝PA上り線の様子〉

■新名所として位置する新東名高速道路

新東名高速道路開通以前にも、東名高速道路はサービスエリア（以下SA）、パーキングエリア（以下PA）の改革に力を注いでいました。特に、神奈川県に立地する海老名SAは上下線ともにEXPASAと位置付け、サービスエリアを目的地とした整備を行い、テレビや新聞等のマスメディアにより、認知度を高めていきました。私たち静岡県民にとって東京方面へ向かう際には、必ず立ち止まるSAとして定着しています。新東名高速道路では、新しいサービスの展開をさらに充実し、開通前から積極的なメディア発信を行ったことや、SA、PAを拠点としたツアーの展開など、様々な業界と手を取りPR戦略を行いました。これにより、静岡、駿河湾沼津、浜松のSAと清水PAについては、現在でも多くの人で賑

わいを見せております。

私たち藤枝PAには、清水PA、静岡SAに満車で入ることが出来ないお客様が、上り線は早めの休憩を、また、下り線は、混雑を避けた最初のPAとして立ち寄りお客様が多いということでした。また、中国人、韓国人を中心とした外国人ツアー客のいわゆるゴールデンルート上に位置していることもあり、団体客の休憩が多いとのことでした。

新東名高速道路では、本線からの利用者は当然ですが、一般道からのお客様対応のための駐車場、いわゆる「ぶらっとパーク」の収容数を多く確保するなど、積極的な誘客活動を行っております。また、出展店舗に関しても目新しいものが多いことから、ちょっとしたショッピングモールを形成している印象を受けます。

こうした中で、中日本エクスィス担当者からは特に新東名PAにつきましても地域の特色を前面にPRし、全国的な知名度を高めたいとの考えがあるため、私たち行政として民間企業の皆様と、中日本エクスィスとの橋渡しを積極的に行う必要があります。実際に、藤枝PA上下線で、藤枝市内の特産品が販売されるなど新たな動きが始まりました。いずれも藤枝ならではのものを販売しており、注目度は高いはずですが、今後、高速道路専門誌以外にも、様々な媒体を活用してPAに集客をし、地域へ波及していきたいと思っております。



〈新東名側道より東京方面を望む〉

効果について!

■インターチェンジ周辺の様子について

藤枝岡部インターチェンジ（以下IC）が立地し、周辺地域への注目度が高まりつつあります。大きな変化としましては、葉梨清里地区の交通利便性が向上したことから、定住人口が増加しており、特に市外からの転入者が多く見られます。

また、静岡県は県内市町が連携した安全・安心で魅力ある県土“ふじのくに”の実現のために、内陸のフロンティアを拓く全体構想案を平成24年9月に公表しました。特に、藤枝市は内陸部のイノベーションモデルの創出のための地域づくりとして位置付けられており、大地震等の災害時には新東名高速道路が「命の道」として十分機能が発揮されるよう、IC周辺を利活用すること、また、平常時には現在の自然環境を保全しつつ、秩序ある開発を進めていく方針が定められました。

東日本大震災を契機に、インフラ整備、その後の利活用に対する考え方が大きな変革を迎えた時期に、この新東名高速道路が開通したことは、東海地震が懸念される私たち地域にとっては大変心強く、これを機にIC周辺整備を市民の皆様や企業の皆様と連携しながら進めていきたいと思っております。



〈急ピッチで整備が進む、県道焼津森線〉
（仮宿交差点より焼津方面を望む）

■焼津市との連携について

ダブルネットワーク化されたことで、藤枝岡部ICと焼津IC間の利活用の可能性が広がりました。両IC間は約5 kmであり、県内でもっとも近接した地域のひとつであることから、どちらかの高速道路が通行不能となった場合でも、利用者には不便を感じることは少ないと思われ、特に目的地が当該地域の場合には、どちらのICで降りた場合もほとんど距離が変わらないことが最大の利点であると思われ。

焼津市とは、現在、志太広域事務組合による業務連携をはじめ、観光を中心とした行政連携が活発に行われており、両市が共にICを利活用した地域活性化のための研究を進めております。以前紹介（NO.9 2号）した新東名、東名SA、PAへ配架するPR冊子も焼津市と合同で作成し、11月上旬に発表しました。また、IC間をつなぐ幹線道路整備についても整備が進みあらためてIC連携が形となって表れております。

■おわりに

新東名高速道路開通により、明らかに人、モノの動きが変化しています。こうした流れをいかに地域経済に取りこむかが、課題であると思われ。出展経費等、金銭面等で難しい問題もあると思われ、東名、新東名SA、PAは地元との交流に歩み寄りを見せております。これを契機にあらたな事業展開を推進することも大切であると思われ。民間企業の皆様と行政との連携をさらに密にし、将来に渡る効果的な地域活性化戦略を推進していきたいと考えており、新東名高速道路を誇りに思える地域づくりを進めて参りたいと思われ。

（記事提供：藤枝市企画財政部 企画政策課）



藤枝朝ラー文化とは？

「朝ラー」は藤枝が生んだ食文化です。藤枝は、古くからお茶の生産地として有名で、お茶取引などでたいそう早くから仕事を始める、働き者が多くおりました。藤枝のあるところに評判のラーメン屋がありました。仕事帰りに腹ごしらえしよう、と毎日早くから行列ができていました。店主はその行列を見かねて、次第にお店の中に呼び入れるようになり、除々に営業時間を早めていくようになったといわれています。

つるりとした喉ごし麺と日本そばを思わせるさっぱりとしたスープの中華そばは「朝から食べても胃にもたれない」と評判になり、二種類の味を楽しもうと温と冷をセットで食べるのが藤枝流となりました。今では藤枝を中心に朝から営業を開始するお店が多くできています。



Q1：朝ラーをやってるお店の数は？

A1：今のところ、藤枝市内に16軒、
焼津・島田に10軒、合わせて26軒です。
(H24.6現在) P14参考

Q2：朝ラーのお店って何時からやってるの？

A2：朝7時頃からやっているところが多いようですが、早いお店では3時、4時から営業しているお店もあるようです。

Q3：藤枝の朝ラーってどんな味なの？

A3：ご当地「志太系」と言われる朝ラーメンは、脂分が少なくさっぱりとしたしょう油味が基本です。冷やしはあっさりしていてほのかに甘い魚系スープが特徴です。その他、今ではとんこつ味やカレー味、みそ味、塩味など様々な味のラーメンもあり、それに加えフランス料理店がラーメン店に転身するなど興味深い展開も起こっています。※志太系…藤枝市志太のラーメン店を発祥としていることから「志太系」と呼ばれ、近隣地域へと広がりを見せています。



Q4:「藤枝朝ラー文化軒研究会」ってどんな目的の団体なの?

A4:全国的にも珍しく貴重なこの「朝ラー」食文化を大切に守り発信していくことで、従来の勤勉で人情にあふれたまち藤枝を取り戻すことを目的に活動しております。

Q5: どういう人たちの集まりなの?

A5: 藤枝に暮らすラーメン好きが勝手連的に集まった会です。それぞれが手弁当で、12名で設立しました。藤枝市職員や商工会議所、観光協会に勤める会員もいます。

Q6: 発売されたラーメンの開発にどのように携わったの?

A6: 私たちがラーメンを製造販売しているわけではありません。藤枝市内を中心に朝から営業開始するラーメン店は以前から何店もありました。しかしそのほとんどが午前中で営業終了してしまうため、なかなか店に行くことができずにいる人たちが多くいました。そのような中、「家庭でも食べられるあっさりとした朝ラーメンをつくり販売したい」という地元業者が出てきました。その業者から藤枝朝ラー文化軒研究会に開発についてアドバイスがほしいと依頼がありました。メンバーはラーメン好きの集まりなのでそれぞれが意見を申し上げましたが、基本は私たちの会の目的でもある、戦前から続く貴重で珍しい食文化を守り発展させていくことで藤枝を元気なまちにしていくまちづくりに賛同してもらえるかどうかをポイントと考え、今回数社に公認をさせていただきました。今後も、主旨にご賛同いただける業者やお店から希望があれば応援を惜しみません。

ネット通販しています!

TVで
紹介



藤枝朝ラーメン 赤箱

※チャーシューメンマ入り

(生麺タイプ) (温・冷各2食入)

¥1,500 (税込)



藤枝朝ラーメン・乾麺

¥480 (税込)

H24.6月25日 全国13,817軒のコンビニで
カップ麺の販売が開始されました。



藤枝朝ラー MAP

藤枝市内16店舗

2012. 6. 30現在
藤枝朝ラー文化研究会調べ
(詳しくは各店にお問合せください)

志 志太系ラーメンのお店

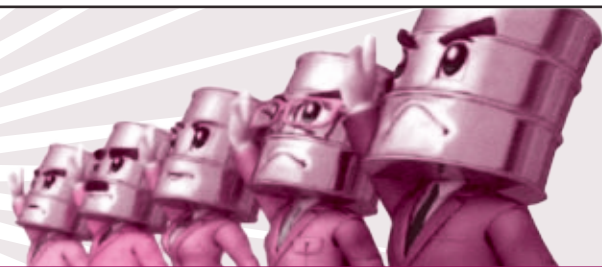


焼津地区

店名	住所
竹乃や	焼津市一色637
支那そば処 麦	焼津市高新田2399-149
松吉家	焼津市八楠4丁目13-7
丸寿	焼津市大覚寺199-1
あさがお	焼津市五ヶ堀之内572-2
纏 (まとい)	焼津市柳新屋646
R & A 7 2	焼津市八楠3丁目11-14

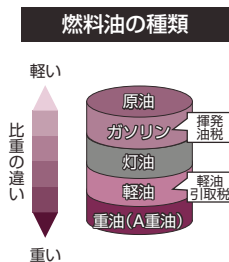


不正軽油 撲滅宣言

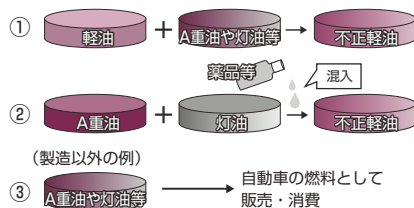


不正軽油とは？

- 主に灯油やA重油を不正に混ぜて、軽油と称して流通しているものです。
- 不正軽油は、軽油引取税の脱税にとどまらず、環境汚染の原因にもなっています。
- 不正軽油の流通は、公正な市場競争を阻害します。



不正軽油（製造）の主なパターン



不正軽油に関わる人はすべて罰せられます！

～不正軽油を使うことは重大な犯罪です！～

- 知事による製造の承認を受けずに不正軽油を製造した者は・・・
10年以下の懲役、1,000万円以下の罰金。さらに製造した法人には3億円以下の罰金
- 不正軽油と知って不正軽油を運搬・保管・購入・販売した者は・・・
3年以下の懲役、300万円以下の罰金。さらに法人には1億円以下の罰金
- 軽油引取税を脱税した者は・・・
10年以下の懲役、1,000万円以下の罰金
(脱税額が1,000万円を超える場合は、脱税額相当の罰金)
- 不正軽油を製造する者に原材料等を提供・運搬した者は
7年以下の懲役、700万円以下の罰金。さらに法人には2億円以下の罰金
- 検査を拒否すると・・・
1年以下の懲役、50万円以下の罰金

お問い合わせ先

053-458-7152 不正軽油110番 静岡県浜松財務事務所間税課
E-mail zeimu@pref.shizuoka.lg.jp 静岡県経営管理部税務課

記事提供：静岡県藤枝財務事務所課税第2課 054-644-9136

写真でみる

第2回租税教室

主催：青年部会

開催日：平成24年11月10日(土) 会場：静岡産業大学

青年部会では昨年に引き続き、「大学生を対象とした租税教室」を開催しました。

ボードゲームや講座、交流会を通して税金の知識や大切さを楽しんでいただきました。

参加者：20名



司会



西野副部長

部長あいさつ



良知部長

第一部

キャッシュフローセミナー

講師：中山猛ファイナンシャルプランニング事務所 代表 中山 猛氏

13:00 ~ 15:30

第一部講師



中山 猛氏



第二部

税金講座「給与明細の見かた」

講師：藤枝税務署 法人課税第一部門統括官 中川雅彦氏

15:35 ~ 16:05

第二部講師



中川雅彦氏



第三部

若手企業家との交流会

16:10 ~ 17:30



写真で見る



「夏休み親子税金教室」

8/1
水

in 小杉苑

主催：女性部会 参加者：大人32名 子ども50名



スタート!



司会：望月副部会長



女性部会、
増田部会長の
開会あいさつ。



今日の講師は、
藤枝税務署の
液野調査官。



藤枝税務署の
中川統括官の
ごあいさつ。



… 最初に、租税教育ビデオ「マリンとヤマト不思議な日曜日」を観ました …



☆ストーリー☆

公園で不思議な妖精を助けた小学生の姉弟、マリンとヤマト。「何でも願いをかなえよう！」大地の妖精コッピーとクッピーの言葉に2人が考えたことは・・・？毎日の暮らしのなかで「税」がどのようなところで使われているのかを知り、税の役割や必要性を学んでいく内容です。

次のページ
に続く





… さて、税金についての勉強です …



みんな真剣に聞き、メモを取っています！



… 次に、税金クイズです。みんな答えが解るかな？ …

答えが①だと思う人？手を挙げて下さい。

その理由は？



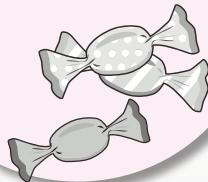
最後に、代表して青木香奈さんに
終了証書と参加賞（けんたグッズ）
を受け取ってもらいました。



けんたグッズ一式



帰りには、
恒例！キャンディの
つかみ取り。
たくさん取れたかな？



写真で見る

法人会活動

(平成24年6月12日～10月2日)

このマークは当会のホームページ内の「e 講演放送局」にて公開中のものです。

放送局

藤枝法人会 e 講演放送局

検索

ユーザー名 :koen パスワード :hoso (パスワードは****と表示されます。)

本会



放送局

7月3日 税務講習会

テーマ「ここが変わる！平成24年度税制改正」

講師 / 藤枝税務署 法人課税第一部門
統括国税調査官 寺田啓市 氏

会場 / 焼津市文化センター

7月24日 実践的営業セミナー

テーマ「対人関係 苦手意識の克服」

講師 / 営業コンサルタント
モエル(株) 代表取締役 木戸一敏 氏

会場 / 焼津市文化センター



放送局



放送局

8月7日 社員研修講座

テーマ「やさしく分かる！総務・庶務の実務」

講師 / (株)人事サポートプラスワン 代表取締役 松本健吾 氏

会場 / 焼津市文化センター



放送局

9月4日 弁護士講習会

テーマ「知らなかった!...で起こる労使間のトラブル」

講師 / ライトハウス法律事務所 弁護士 青山雅幸氏

会場 / 焼津市文化センター



放送局

(第二部のみ)

9月13日 税務講習会

<第一部>

テーマ「自動車をめぐる税金あれこれ」

講師 / 静岡県藤枝財務事務所 所長 高林重法氏

<第二部>

テーマ「税務調査における誤り事項Q&A」Part1

講師 / 藤枝税務署 法人課税第一部門

統括国税調査官 中川雅彦氏

会場 / 焼津市文化センター



放送局

10月2日 税務講習会

テーマ「税務調査における誤り事項Q&A」Part2

講師 / 藤枝税務署 法人課税第一部門 統括国税調査官 中川雅彦氏

会場 / 焼津市文化センター

青年部会



6月12日 税金教室「Taxダイエット」

講師 / 藤枝税務署 法人課税第一部門

統括国税調査官 寺田啓市氏

講師 / ヨガインストラクター YOU氏

会場 / 藤枝市生涯学習センター

9月13日 研修旅行

「東京方面視察会」



情報・安心セミナー“お得がいっぱい” 是非メリットをご利用下さい。

各項目の詳細についてのお問合せは、
(社)藤枝法人会 事務局 ☎ 054-643-8410 まで、お気軽にお電話下さい。

講演会 2012年5月

講師

辺 真一氏



講演会に行けない
お忙しい方のために…

講演放送局

法人会のホームページ上で会員様には講演をクリ
ヤーにお聞きいただけます。



税務講習会・各種研修会・説明会

新入社員研修会、営業社員研修、
弁護士講習会、パソコン教室

税の知識が豊かになります

毎年の税制改正・新設法人のための税説明会・
源泉所得税説明会、相続、贈与の説明会…その他

税理士による講習会

研修旅行

動画 インターネット セミナーオンデマンド

お好みのセミナーをパソコンから選んでい
ただき、マウスをクリックするだけでセミ
ナーの動画がご覧頂けます。

「じっくり聞きたい、あの人の講演」「ちょっ
と知りたいあの言葉」仕事に役立つ情報や
ヒントが満載。

ホットな経営情報の入手・管理
職の教育・朝礼でのヒント集な
どのコンテンツが随時更新され
ます。

ネットで
講演会!

大好評 どっと読む会員 (無料)

経営者が知っておきたい

主要な経済ニュースを **毎週** お届けします
おまけに 翌月には自己採点による記憶度テスト
も受けられます!!

<企業サポートのお手伝い>

平成24年11月13日版
第494号

1のびがかる
社会・経済のうごき@shinshin.yomu

法人会会員様知っておきたい日本の経済ニューストピックスを要約編集しました

「国の借金」、1千兆円に迫る

消費増税で、中小での設備投資に減税策

財務省の発表によると、国債など「国の借金」は9月末
時点で98兆2950億円となり、過去最高を更新した。
「国の借金」は国債や借入金に加えて、建設国債や一時的
な資金不足を補う政府短期証券で構成されている。公債率

政府は2014年4月からの消費増税を前に、中小規模
の卸・小売業やサービス業向けに設備投資に対する減税制
度を設ける方針で、年末の税制改正の検討で詳細を決める
方針を固めた。消費増税分の価格転嫁が難しいとされる中

早割電報

従来电報料金の最大約1/4とお得な会員
価格で「コスト削減」

即日・通常便

当日・翌日配達で!

早割便

早めのお申込みで!(3日前)

まとめ割

同じ方へ複数お申込みで!

文字数による料金は一切かかりません!
メッセージ 360文字まで入力可能!

広告チラシ配布サービス

利用リピーター多数！

【配布部数】 1回 約3,000部
(藤枝・焼津の法人会員企業)

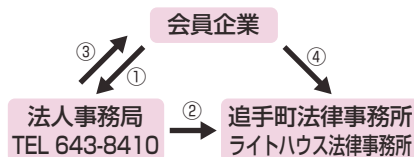
【金額】 1回 20,000円

企業だけにお届けする 唯一の手段です



協力弁護士制度

弁護士 齋藤安彦氏 追手町法律事務所
 弁護士 青山雅幸氏 ライトハウス法律事務所



- ① 会員企業から事務局に電話、相談
- ② 事務局は弁護士に取次後、③ 会員に連絡
- ④ 会員は事務局より指定された担当者に電話



ネットで学習

ビジネス・スキルアップ・スクール

らくらく仕事塾

今、話題のeラーニング

- いつでも、どこでも、自分のペースで学べる！
- インターネットで社員教育ができる！
- 1ヶ月、1,000円ポッキリで29講座を全て学び放題！ビジネスに必要な知識とスキルが効率的に学べます。

法人会提携ローン

下記の8金融機関で優遇金利が適用されます

- | | |
|----------|--------|
| 静岡銀行 | 静岡中央銀行 |
| 清水銀行 | スルガ銀行 |
| しずおか信用金庫 | 静岡信用金庫 |
| 島田信用金庫 | 焼津信用金庫 |

中小企業 貸倒保証制度

三井住友海上火災保険(株)による法人会会員専用の保険です



健康は会社の原動力

(社)志太医師会検診センター

- ① 定期健康診断 (事業所検診)
年に一度の健診が義務付けられています
- ② 超音波検査 (エコー)
腹部・乳腺・甲状腺・頸動脈
- ③ その他オプション (気軽に受けられます)
前立腺がん・マンモグラフィ・子宮ガン・眼底検査大腸がん・肝炎ウィルス他

下記医療機関と提携し、みなさまの健康管理をアシストしています!!

藤枝平成記念病院

- ① MRI検診 (役員には1,000円の補助金)
・自分の脳のレベルを知っておくことが大事
・60歳以上の方が15千円で受診できる所は全国にも同院以外にはない
- ② 最先端のPET-CTでがん細胞をキャッチ
PETとはポジトロン断層撮影法とも呼ばれCTとの融合で高精度に診断が行われます



西焼津健診センター

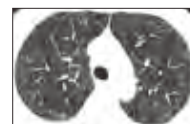
『人間ドック法人会特別コース』

42,000円 (5,500円割引)

(さらに役員様には1,000円の補助金制度あり)

内容は (人間ドック『一般コース』)

39,500円+ 肺ヘリカルCT 8,000円 = 47,500円



保険で更に安心

法人会独自の有利な保険を“団体保険料割引”の適用で加入できます。国内の有力な保険3社ですから安心です。

大同生命保険(株)

経営者大型総合保障制度

企業保障プラン

…経営者・役員様

社員保障プラン

…従業員様向けに限定

個人保障プラン

…役員や従業員が個人で加入できるプラン

AIU保険会社

- ① アットワーク ハイパー任意労災は政府労災保険+定額+賠償の「ダブル補償」で、業務災害をスピーディに補償します
- ② 法人会の地震対策プラン (法人会会員のみ)

アフラック(アメリカンファミリー生命保険会社)

- ① 生きるためのがん保険 Days
・現在の幅広いがん治療に対応できるがん保険です。
- ② もっと頼れる医療保険 新EVER
・病気(がんを含む) やケガを一生保障する医療保険です。